

# お知らせ information

## 2022 5

### ■固定資産税・都市計画税の納税を忘れずに

令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書を、5月13日(金)に発送しますので、納期内に納税をお願いします。納期限後の納税は、別途延滞金が増算される場合があります。

1期目	5月31日(火)
2期目	8月1日(月)
3期目	9月30日(金)
4期目	11月30日(水)

### ■納期限

※本税に関する詳細や、ご自身の資産等は、納税通知書内に記載されています。5月20日(金)までに納税通知書が配達されなかった場合は、問い合わせください。

### ■問い合わせ

市税務課資産税グループ  
☎23・6393

### ■5月は「消費者月間」です!

4月1日から、成年年齢が18歳へ引き下げられたことにより、「18歳から大人」として扱われます。大人になると、住宅の賃貸やクレジットカードの作成など、親の同意なしに契約行為をすることが可能となります。しかし、できることが増えると同時に、責任も生じることとなりますので、消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行いましょう。

### ◆消費生活パネル展開催

期間/5月12日(木)まで

### ◎キタカラ

期間/5月13日(金)まで

### ◎市立図書館

期間/5月13日(金)～5月31日(火)

### ◆消費生活のトラブルは

稚内市消費者センターへ  
個人と事業者との間の契約トラブル、悪質商法、特殊詐欺等でお悩みの方は、できるだけ早く消費者センターへ相談してください。

### 相談・問い合わせ

稚内市消費者センター  
中央4丁目16番2号  
(保健福祉センター2階)  
☎23・41333

### ■稚内市空家等対策協議会の委員を募集します

市では、空家等対策について協議していただくための委員を募集します。  
任期/委嘱した日から令和6年3月31日(日)まで  
募集人員/1人  
応募資格/・満18歳以上の市民(市内に住民票があり、現に居住している方)で、まちづくりに関心のある方  
・会議に出席できる方(常勤の公務員、市議会議員は除く)

### ■草刈り機を無料で貸し出します

市では、道路や歩道、河川敷地等の公共施設の草刈り作業を、町内会や市民でつくる団体等が、ボランティア活動の一環として実施する場合、草刈り機の貸し出しを行っています。  
対象/市内の町内会やボランティア  
対象地域/市内全域  
貸し出し機械/肩掛け式刈払機、25・0mlクラス  
期間/10月31日(月)まで  
貸し出数/1回の貸し出しにつき原則5台以内



### 費用負担

・貸出料:無料  
・運搬費及び燃料費:市が負担

### ■納税に関する相談はありますか?

市では、3月から5月を「滞納整理特別強化月間」と定め、税金や使用料等の滞納整理に取り組んでいます。既に納期が経過して未納となっている税金や使用料等には、延滞金が増算されます。

### ■納税に関する相談はありますか?

市では、勤務先への給与照会や各金融機関へ預貯金等の財産調査を実施し、差し押さえを執行します。病气や失業など、特別な事情がある方は、ご相談ください。

### ■納税に関する相談はありますか?

市では、3月から5月を「滞納整理特別強化月間」と定め、税金や使用料等の滞納整理に取り組んでいます。既に納期が経過して未納となっている税金や使用料等には、延滞金が増算されます。

### ■問い合わせ

市税務課  
☎23・6395

### ■申し込み・問い合わせ

市土木課事業推進グループ  
☎23・6463

## 緊急告知防災ラジオが 最大音量で放送されます

「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を使用した放送訓練が下記の日程で実施されますので、ご理解とご協力をお願いします。

日時/5月18日(水) 11時頃

この訓練は、国からの情報が市民の皆さんに正しく伝わるか確かめるもので、本市では、緊急告知防災ラジオを通じて放送されます。訓練当日は、「上り4音のチャイム音」→「これは、Jアラートのテストです」×3回→「下り4音のチャイム音」の順に最大音量で放送されます。

この放送訓練において、防災ラジオが正常に作動しなかったり最大音量で放送が聞こえなかった場合は、防災ラジオが故障している可能性がありますので、その際は下記までご連絡ください。

### ■問い合わせ

市総務防災課防災グループ ☎23 - 6380

未納に対して連絡のない

※平日の夜や休日に納税相